

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【14】

2. 日時：令和3年11月4日 14時15分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

千明主任安全審査官、宇田川安全審査官、大野安全審査専門職、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部部長（電源建築）他28名

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、基本設計方針（5条/50条）及び耐震性に関する説明書（地震応答解析の基本方針、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の策定概要）について、令和3年10月13日及び29日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【基本設計方針（5条/50条 地震による損傷の防止）】

水平2方向及び鉛直方向の荷重の組合せを考慮する施設について、共振のおそれがあるBクラス施設も含まれていることがわかるように説明すること。

添付書類八において設計基準対象施設を兼ねる設備として耐震重要度分類が記載されている一部の設備について、基本設計方針の主要設備の欄に耐震重要度分類が記載されていない理由を説明すること。

重大事故等対処設備の設備分類ごとに、適用する地震力、許容限界等との関係を図示して説明すること。

【地震応答解析の基本方針】

原子炉建物の地震計の配置方針について、特定の成分のみを観測している地震計があることを踏まえ、配置方針の妥当性を説明すること。

【基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の策定概要】

弾性設計用地震動 S_d について、 $S_d - 1$ を設定した理由及び鉛直方向の地震動の設定方法を説明すること。

(3)中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6 . その他

提出資料 :

なし